

令和5年度事業計画書

<基本方針>

公益社団法人は、公益の増進という高い志の基、法人の設立理念に則って自立性を十分に發揮して運営していくことが求められています。今後、ますます社会から必要とされる公益社団法人として、その役割を果たしていく為には、法令遵守は勿論のこと、社員一人一人が誇りと責任意識をもって業務に専念することが重要です。

当協会は公益社団法人として、土地家屋調査士の専門的能力を結合し、組織体制の充実を図り、不動産に関する権利の明確化推進実現のため、今後も公益目的事業を積極的に実施していきます。

事業ごとの計画は以下のとおりである。

1 登記基準点設置事業

基本三角点に準ずる精度を有する登記基準点を自主的に設置し、その成果を電子文書にて保管・管理する事業で、本年度は、那覇市内において設置予定の3点について、日本土地家屋調査士会連合会への登記基準点設置計画書を提出し、事業を進めていく。

2 境界標埋設事業

当協会が調査測量を行った業務について、土地所有者及び関係人の理解を得たうえで、永続性のある境界標識を設置、電子文書にて保管・管理する事業で、本年度は、14条地図作成作業や地籍調査事業、及び里道・水路表題登記等、大型公共事業をはじめ、より多くの業務での設置を目指します。

また、公共事業により新設、または拡幅された道路における官民境界への境界標識の設置を多くの官公署に提案します。

3 官公署の未登記建物の表題登記実施事業

官公署所有建物の未登記解消を目指し、官公署と協議しながらその表題登記を行う事業で、本年度も事業についての更なる理解を得るために、パンフレットや文書配布を行い、啓発活動を実施していきます。

4 地図整備の促進等に係る事業

不動産登記法第14条地図作成作業や地籍調査事業、里道水路の表題登記を実施し、その成果品を事業発注者の承認を得て、電子文書にて保管・管理する事業で、本年度も継続的に事業を行い、地域社会の安定に貢献していきます。

5 公共嘱託登記に係る事業

不動産の表示に関する登記について、必要な土地又は家屋に関する調査又は測量、登記の申請手続きについて法務局に提出する書類又は電磁的記録の作成、登記申請手続きの代理を行う事業で、本年度も業務管理システムを活用し、

- (ア) 事前調査：関係官公署及び民有の資料図書等の調査・分析
- (イ) 現地調査：現地踏査・官民・民民境界立会協議・確認
- (ウ) 測量：基準点測量・地積測量・建物測量・分割測量・復元測量等
- (エ) 成果品作成・検査：計算製図・地積測量図・建物図面・不動産調査報告書照査
- (オ) 嘱託登記・申請書類作成：添付書類・附属書類
- (カ) 登記申請・登記済受領：登記所並びに現地に出向協議・登記完了
- (キ) 再検査・成果品の納入：納入成果品等の最終検査

以上の作業工程の管理や成果品の点検納品を徹底します。

さらに、その成果品は電子文書化し、保管・管理を行います。

6 普及啓発事業

一般の方々や官公署、及び土地家屋調査士を対象とした講演会を開催し、不動産に関する権利の明確化推進のための普及啓発事業で、本年度も講演会開催を行います。